

被災宅地危険度判定制度 について

—活動の手順—

埼玉県都市整備部都市計画課



被災宅地危険度判定制度とは

- 大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合

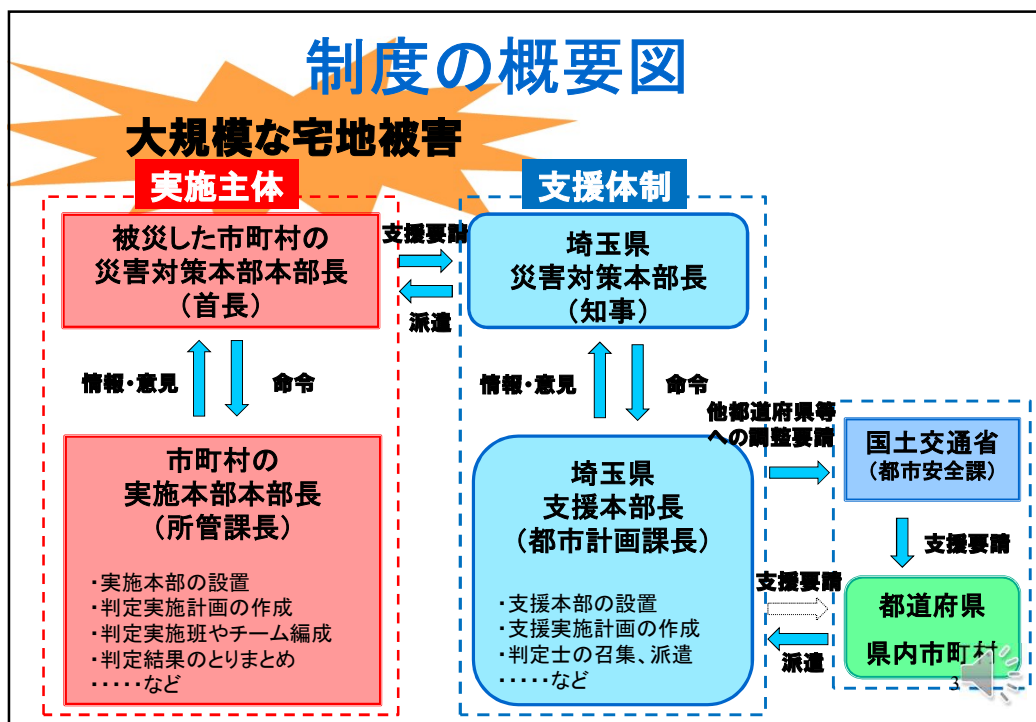


- 「被災宅地危険度判定士」が宅地の危険度を判定・周知する



- 宅地の二次災害を軽減、防止し住民の安全を確保する





それぞれの役割

埼玉県

- ・被災宅地危険度判定士の養成・登録
- ・市町村支援・他の都道府県へ支援要請

市町村

- ・被災宅地危険度判定活動の実施

判定士

- ・判定作業を担当 (ボランティア)

4

H23東日本大震災では・・・

○仙台市の例

- ・ 調査期間 3月13日から5月19日まで
- ・ 調査件数 3,880件

調査済宅地	要注意宅地	危険宅地	その他	合計
1,573	1,310	794	203	3,880
40.5%	33.8%	20.5%	5.2%	100%

・ 判定士数（自治体職員含む）

仙台市	県内他市 (1市)	県外自治体 (59都道府県区市)	関係機関 (3関係機関)	合計
299人	12人	819人	39人	1,169人

※東日本大震災における 被災建築物応急危険度判定

被災宅地危険度判定

実績状況の記録 より転載



5

H28熊本地震では・・・

- ・ 発生日時：平成28年4月14日（木）午後9時26分（前震）
：平成28年4月16日（土）午前1時25分（本震）
- ・ 各地震度：前震 震度7（益城町）
本震 震度7（西原村、益城町）
- ・ 4月20日（水）国土交通省が全国へ派遣依頼
- ・ 判定期間 平成28年4月17日～平成29年1月11日
- ・ 調査件数 20,022件

調査対象 (市町村)	調査件数(累計)					判定士数
	調査済(青)	要注意(黄)	危険(赤)	判定不能等		
熊本市	5,478	3,859	1,096	500	23	958
その他市町村	14,544	8,791	3,281	2,260	212	2,019
小計	20,022	12,650	4,377	2,760	235	2,977

※調査件数には簡易調査によるものも含む

- ・ 派遣体制 埼玉県（19名）、さいたま市（延べ9名）
合計延べ28人を派遣



6

H28熊本地震での埼玉県・さいたま市の判定活動

○ 埼玉県

- ・ 判定期間 5月2日～5月24日
- ・ 体制 5班 19名
- ・ 派遣市町 川越市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、入間市、富士見市、三郷市、宮代町

調査対象	調査件数(累計)					判定士数
	調査済(青)	要注意(黄)	危険(赤)	判定不能等		
益城町	364	293	56	9	6	19

※調査件数には簡易調査によるものも含む

○ さいたま市

- ・ 判定期間 4月26日～5月24日
- ・ 体制 3班 9名

調査対象	調査件数(累計)					判定士数
	調査済(青)	要注意(黄)	危険(赤)	判定不能等		
熊本市	106	66	29	11	0	3
益城町	187	100	60	27	0	6
合計	293	166	89	38	0	9

※調査件数には簡易調査によるものを含む。判定士数はのべ人数

H28鳥取県地震では・・・

- ・ 発生日時：平成28年10月21日（金）午後2時7分
- ・ 各地震度：震度6弱（倉吉市、湯梨浜町、北栄町）
震度5強（鳥取市、三朝町）
震度5弱（琴浦町、日吉津村）
- ・ 判定期間 平成28年10月21日～11月4日
- ・ 調査件数 4,898件

調査対象 (市町村)		調査件数(累計)				その他 (判定不能等)
		危険(赤)	要注意(黄)	調査済(青)	調査済(簡易青)	
倉吉市	553	113	158	88	194	0
北栄町	2,000	22	104	127	1,747	3
湯梨浜町	724	10	27	17	670	0
三朝町	1,603	83	99	86	1,335	4
小計	4,880	228	388	318	3,946	7
農漁業施設※	18	0	1	4	13	0
合計	4,898	228	389	322	3,959	7

※JA、漁協、ライスセンターなどの施設の宅地

H30大阪府北部地震では・・・

- ・発生日時：平成30年6月18日（月）午前7時58分
- ・各地震度：震度6弱（大阪市北区、高槻市など）
震度5強（大阪市都島区、京都市中京区など）
震度5弱（大阪市福島区など）
- ・判定期間 平成30年6月19日～
- ・調査件数 66件

調査対象 (市町村)	調査件数(累計)			調査済(青)
		危険(赤)	要注意(黄)	
豊中市	4	4	0	0
豊能市	2	1	0	1
高槻市	37	13	21	3
箕面市	3	3	0	0
茨木市	9	5	1	3
島本町	10	3	6	1
池田市	1	1	0	0
合計	66	30	28	8



H30北海道胆振東部地震では・・・

- ・発生日時：平成30年9月6日（木）午前3時7分
- ・各地震度：震度7（厚真町）
震度6強（安平町、むかわ町）
震度6弱（札幌市東区、千歳市など）
震度5強（札幌市清田区、白石区など）
震度5弱（札幌市厚別区、豊平区、北広島市など）
- ・判定期間 平成30年9月9日～
- ・調査件数 113件

調査対象 (市町村)	調査件数(累計)			調査済(青)
		危険(赤)	要注意(黄)	
北広島市 (大曲地区)	82	15	18	49
札幌市豊平区 (月寒東地区)	31	9	17	5
合計	113	24	35	54



R1 台風19号における埼玉県内での判定活動

・ 台風上陸：令和元年10月12日（土）午後7時前

○川口市内での判定活動（市が実施）

- ・ 判定実施日 10月14日
- ・ 判定件数 3件

○小鹿野町内での判定活動（県及び町が実施）

- ・ 判定実施日 10月24日
- ・ 判定件数 2件

調査対象 (市町村)	調査件数(累計)	危険(赤)	要注意(黄)	調査済(青)	備考
川口市	3	2	1	0	市が実施
小鹿野町	2	2	0	0	
合計	5	4	1	0	



被災建築物応急危険度判定制度との違い

被災建築物応急危険度判定制度

- 余震による建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、建築物の被災状況を調査します

被災宅地危険度判定制度

- 余震等による宅地の崩落等による二次災害を防止するため、宅地の擁壁や法面の被災状況を調査します



被災宅地危険度判定士とは

- 被災地において、都道府県等の要請により被災宅地危険度判定を行う土木・建築等の技術者（公共・民間を問わない）
- 埼玉県又は被災宅地危険度判定連絡協議会が実施する養成講習会を受講し登録



13

被災宅地危険度判定士の資格

1 登録要綱 第3条第1項第1号該当

- ・土木・建築等の大学、短大等を卒業し、規定年数の実務経験を有する者
- ・一級建築士、技術士（建設部門）の資格を有する者
- ・技術士（上下水道部門及び衛生工学部門）の資格を有し、2年以上の実務経験を有する者

2 登録要綱 第3条第1項第2号該当

- ・地方公共団体等職員で、技術に関して3年の実務経験を有する者

3 登録要綱 第3条第1項第3号該当

- ・地方公共団体等職員で、10年の実務経験を有し知事が認めた者

4 登録要綱 第3条第1項第4号該当

- ・二級建築士で4年以上の実務経験を有する者
- ・一級施工管理または二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者



14

判定作業の方法

- 宅地判定士を含む3～4人で班編成
- マニュアルに定められる項目を、目視できる範囲の被害状況を調査・記録し、判断する
- 危険と思われる宅地には立ち入らないで判定することもある



15

判定の概要



(1) 被害状況確認(擁壁)



(2) 被害状況確認(宅盤)

※被災宅地危険度判定連絡協議会HPより転載



判定の概要



(3) 被害状況の詳細調査



(4) 調査結果の掲示

※被災宅地危険度判定連絡協議会HPより転載



判定結果の表示

- 3種類の判定ステッカーを宅地等の
見やすい場所に表示
- 簡単な説明や二次災害防止のための処置
についても明示
- 判定結果に対する問い合わせ先も表示



判定ステッカーの種類



「危険(赤)」
この宅地に立ち入ることは危険です。



「要注意(黄)」
この宅地に入る場合は十分に注意して下さい



「調査済(青)」
この宅地の被災程度は小さいと考えられます

令和2年度に記載事項等の変更がありました。なお、自治体の保有状況によっては変更前のステッカーを使用することもあります。



19

判定士の活動の流れ

- 埼玉県や市町村からの協力要請
- ↓
- 判定士が協力要請を了承
- ↓
- 被災地への移動
- ↓
- 判定業務
 - ・ **実施本部(市町村)**の指示のもと業務実施
 - ・ 1回の派遣期間は、最長で**1週間**
- 判定士の帰還
 - ・ 判定活動が継続している際は、事務を引継ぐ



20